
令和6年度第9回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和6年12月12日(木) 13時35分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	安部 寛			
会長職務代理者	13番	山根 祐一	14番	川村 忠幸	
委員	1番	田中 孝幸	2番	東田 輝正	
	3番	明治 良一	4番	岸本 慶子	
	5番	衣笠 指囷	6番	横野 俊彦	
	7番	大村 祥一朗	8番	上田 正人	
	9番	大谷 誠一	10番	細田 邦男	
	11番	山本 知司			

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾 寿秋	井上 寿光
	荻原 晴雄	岸本 政明
	横山 茂	猪本 正己
	佐藤 洋一	藤田 榮一郎
	中山 浩一	保田 公範
	山田 裕人	公賀 義高
	中嶋 美枝子	

4. 欠席委員 鎌谷 一也

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|-------------------------------|----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 14番 川村 忠幸 | 1番 田中 孝幸 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について | |
| | 3 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用集積等促進計画について | |
| 第6 | 議案第4号 | 共有者等を確認することができない農地の公示について | |
| 第7 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 西山 千華子 係 長 尾崎 千穂
主 任 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長	開会（13時32分） 本日の欠席者は、鎌谷推進委員の1名です。 農業委員 出席者数 14名 農地利用最適化推進委員 出席者数 13名 定足数に達していますので、令和6年度第9回八頭町農業委員会を始めます。 開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。
議長（会長）	（あいさつ） 日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、14番川村忠幸委員、1番田中孝幸委員にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。 続きまして、日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、岸本委員、先月開催されました、中国・四国ブロック農業委員会女性委員研修会の内容をちょっと説明いただけたらと思います。
岸本委員	11月7日、8日に米子市で開催された、中国・四国ブロック農業委員会女性委員研修会について報告します。 ※内容省略
議長（会長）	はい、ありがとうございます。研修会で話された内容です。また、日々の業務の方に取り入れていただきたいなと思いますので、また一つよろしくをお願いします。 そうしますと、他に皆さんの方からありませんでしょうか。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようですので、事務局は報告をお願いします。
事務局	はい、では報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。 報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。相続についての届出です。 今月は10件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。 報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。8ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は5件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。解約後は3条による売買、改めての貸借を行われる予定になっています。

事務局	<p>報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。11 ページをご覧ください。3 件の該当事業がありました。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見のある方につきましてはお聞きしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>ないようですので、続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議を行いたいと思います。受付番号18-1について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、農地法第3条の規定による許可申請審議について。受付番号18-1について説明します。</p> <p>【議案第1号 受付番号18-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 西谷地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 300 m²</p> <p>土地の所在地 西谷地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 280 m²</p> <p>理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは高齢で体調不良であり、将来的に耕作ができないということで、申請地の持ち分を半分持っておられる譲受人の●●●●さんへ譲り渡したい旨相談をされ、この度贈与の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●さんは所有する農地で水稻や野菜を栽培しておられ、今回譲り受けられる農地は引き続き野菜を栽培される予定です。通作については、自宅から概ね100m程度で問題ないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●さんは、13年程度の農業従事経験があり、また、お母さんも20年以上農業従事経験がありますので問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p>

議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、9番 大谷 誠一委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
大谷委員	<p>9番大谷です。本日朝、譲渡人、譲受人の双方に電話連絡で確認をいたしました。譲受渡の事実には相違はありません。</p> <p>譲渡人は鳥取市在住で通作に距離があって、所有権の持分を持つ●●●●さんに権利を贈与したいと、無償で譲り渡すというもので問題はないと認めます。以上です。</p>
会長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号18-1につきまして、質問意見等がある方についてはお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号18-1について、申請どおり決定といたします。</p> <p>続きまして、受付番号19-2と20-3については、同じ譲受人への所有権移転の案件となりますので、一括して説明並びに委員さんからの報告をしていただこうと思います。</p> <p>受付番号19-2並びに受付番号20-3について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、農地法第3条の規定による許可申請審議について。</p> <p>初めに、受付番号19-2について説明します。</p> <p>【議案第1号 受付番号19-2 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 篠波地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 688 m²</p> <p>受付番号20-3について説明します。</p> <p>【議案第1号 受付番号20-3 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 篠波地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 700 m²</p>

事務局

土地の所在地 篠波地内
登記地目：田 現況地目：田
面積 2,153 m²

理由につきましては、譲渡人の●●●●さんも●●●●さんも、相続で農地を譲り受けたものの、自分で耕作できないため、どなたかに譲り渡したい意向がありました。この度、親戚になる譲受人の●●●●さんへ相談されたところ、●●さんが譲り受けて耕作するというので話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●さんは所有する農地で水稻や野菜を栽培されております。今回譲り受けられる農地でも、引き続き水稻を栽培される予定です。

通作については、いずれの申請地も自宅から概ね200m程度であり、問題はないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人は、50年程度農業従事期間がありますので、問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き水稻を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきましては、5番 衣笠指図委員に事前調査をお願いしていますので、受付番号19-2並びに受付番号20-3について、一括で報告をお願いしたいと思います。

衣笠委員

失礼します、5番の衣笠です。19-2と20-3について、調査した結果を報告いたします。11月18日に譲受人の●●●●さんの案内、立会のもとで見させていただきました。前のスクリーンの方で、89と90というのが、これが両方の議案に出てきます番地のほ場ですけれども、現状はこの二筆が1枚になっております。そして、●●●●さんと●●●●さんは兄弟であられるようです。この3筆、2枚の田んぼは、今年まで大規模農家の●●●●さんが水稻を作られておりましたが、この度、機構法の賃貸借権を11月11日付で合意解約され、親戚関係にある●●●●さんに所有権移転をされるものです。

●●●●さんは、住所は篠波になっておりますけれども高齢で、何年も前から老人施設の方に入られているということでした。●●●●●●さんの方も、鳥取市内に住んでおられまして、篠波に帰って農業をされるということはないということで、この度、●●●●●●さんに贈与されるものです。

衣笠委員	<p>今後は●●●●さんも耕作面積が2反半ほど増えますが、米作りを続けられるとのこと。問題はないと判断しました。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。受付番号19-2につきまして、皆さんの方から質問意見等がありましたら、お聞きしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>はい、意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号19-2について、申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号20-3につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号20-3について、申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号21-4について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、農地法第3条の規定による許可申請審議について。 受付番号21-4について説明します。 【議案第1号 受付番号21-4 朗読後、説明】 土地の所在地 郡家地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 774 m² 理由につきまして、譲渡人の●●さんは2年前に申請地を相続されましたが、県外に住んでいるため、この度申請地の周辺に住んでおられる地元の方へ農地を処分したいということをお話されました。その地元の方を通じて譲受人の●●●●さんを紹介され、この度売</p>

事務局

買の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●さんは所有する農地で水稻を栽培されております。今回譲り受けられる農地では、ブルーベリーを栽培される予定です。通作については、自宅から概ね1km程度であり、問題はないと思われま

す。農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人は、50年程度農業従事期間がありますし、奥さんも40年以上従事期間がありますので、問題はないと思われま

す。最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地ではブルーベリーを栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきましては、1番 田中孝幸委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

田中委員

1番田中です。20-4について報告します。渡し人の●●●●と、受け人の●●●●さんに、12月1日に電話で聞き取りをしました。●●さんは今、千葉県の方に住んでおられますけれども、農地を相続されておられますけれども、こっちに帰ってきて作るという事できませんので、●●の方に誰か探してもらうようお願いをしておられたようです。今回、●●さんの方に話がまとまったという事です。●●さんに聞いたところでは、畑として使用するという事なので、問題ないと思われま

議長（会長）

す。はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

（全員挙手）

議長（会長）

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号21-4について、申請どおり決定といたします。

以上で、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。

議長（会長）	<p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号7-1については、大谷委員、山根委員に係る案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により、大谷委員、山根委員は一時退席をお願いします。</p> <p>（大谷委員、山根委員退席）</p>
議長（会長）	<p>受付番号7-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号7-1について説明をします。議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>【議案第2号 受付番号7-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 船岡地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積 2,613㎡</p> <p>資料については、議案書の3ページから9ページに付けています。</p> <p>場所については、議案書の3ページから4ページに図面を付けていますが、下町集落の西に位置する農地になります。土地利用計画図は6ページに付けています。</p> <p>転用理由につきましては、農機具保管庫及び農産物処理施設として整備したいとのことです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、農用地区域内農地に該当します。許可根拠は農用地利用計画指定用途です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側は国道、西側は田、南側は町道、北側は県道あり、隣接地の同意は得られています。</p> <p>また、雨水は自然流下で既設の道路側溝に放流し、汚水は発生し</p>

事務局	<p>ません。</p> <p>日照、通風についてですが、隣接農地と十分に距離をとっているため影響はありません。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>以上です。 【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきましては、8番 上田正人委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
上田委員	<p>はい、皆様、本日はご苦労さまでございます。調査の結果を報告させていただきます。調査日は11月28日木曜日朝の10時半頃、現地のほ場にて、●●さん、●●さんに電話をして確認をいたしました。</p> <p>このほ場はですね、船岡給油所の近くの大江谷へ向かう道の右側にある土地でございます。</p> <p>さっきも申しましたようにですね、11月28日木曜日朝、現地の圃場にて、●●さんと●●さんに電話をしまして、確認いたしました。問題ないと思いますので、どうぞ皆様よろしく願いいたします。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見のある方はお願いしたいと思います。</p> <p>山本委員。</p>
山本委員	<p>11番山本です。今説明がありましたが、図面を見させていただきましたが、トイレがないようです。この辺りはどうされるようになっていくのか、お聞きしたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>上水も下水も、この施設には計画はされない、トイレも今のところ計画にはないというふうに伺っています。ただ、直売施設の利用状況を見て、今後、トイレを設置するかどうかということは判断されるという事です。</p>
議長（会長）	<p>作業員の方は、どうされるんですか。</p>
事務局	<p>お聞きした中では、今の所、家に帰っていただくようです。</p>

議長（会長）	上水もなければ、農産物処理場ですが、水洗いはされないということですか。
事務局	洗い場が一部ついていますが、これは、水路の方からポンプで水をくみ上げて、その水を用いて洗い場で使うと聞いています。上水と下水は通さないと聞いています。以上です。
明治委員	3番、明治ですけれども、施設面積は180㎡となっていますね、転用する面積は2,613㎡ですけれども、施設面積に対して転用する面積が広いのですけれども、これはどういうことでしょうか。
議長（会長）	事務局、お願いできますでしょうか。
事務局	建物は180㎡ということなんですけれども、6ページを見ていただきましたら、残りの部分は苗置き場、苗がない時期には大型の農器具を置かれたり、飼料の置場という事で、耕作という事ではなく、作業場として全体的に使われるということです。
明治委員	もう一点、先ほど地下水を使うという説明だったと思うんですけれども、排水はどこかに流すんですか。
事務局	排水は7ページを見ていただいたら、雨水・汚水の排水計画図がついています。施設の周りにU字溝をされまして、既存の排水路に出て行く形になっています。
議長（会長）	結局、泥貯め等が必要だということですか。
明治委員	そうかも知れないしということです。
事務局	洗われた泥とかは、貯められる施設は造られる。きれいな水を流される予定です。
明治委員	それだったらいいです。先ほど説明がなかったもので、確認しました。ありがとうございました。
議長（会長）	泥貯め等で泥を貯めてですね、蒸留水を流すという事ですので、泥水は流さないということのようです。 ほかにございましたら。井上推進委員。
井上推進委員	2番の井上です。ここに洗浄場というふうに標記がしてあるんで

井上推進委員	すけれども、先ほどご質問の中にもあったんですが、実際にここで何を洗浄されるのだろうかというところが、農機具も洗浄されるのか、あるいは収穫した何かを洗浄されるのか、その辺りはどういう計画になっているのか。もう一つお伺いしたいのは、泥貯めを作るという事ですけれども、もし油分が流れるとすれば、油を留めるようなトラックを設置する必要があると思うのですが、その辺りはどうなっておるのでしょうか。
議長（会長）	事務局、お願いします。
事務局	こちらの施設では、機械の洗浄とか油を使ったりすることはされないと聞いています。収穫した野菜の洗浄です。
議長（会長）	井上推進委員、よろしいでしょうか。
井上推進委員	計画はそうなんでしょうけれども、そういったものを洗うんじゃないかという事が予想されるんですが。
議長（会長）	その件については、事務局も申請者と話をした中では洗わないということのようでしたので。
井上推進委員	人が変わっても、洗わないという事で確認を取っておかれた方がいいと思います。
事務局	その辺りは、またお話をさせていただきたいと思います。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。事務局の方から、その件については、説明させてもらうという事のようにあります。 他に、皆さんの方からご意見等あれば。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議長（会長）	<p>についての審議を終了します。</p> <p>大谷委員、山根委員の入室をお願いしたいと思います。</p> <p>（大谷委員、山根委員入室）</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の10ページ、及び、本日配布をしました別冊をご覧ください。</p> <p>議案第3号 農用地利用集積等促進計画について説明します。</p> <p>八頭町長より令和6年11月29日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。</p> <p>それでは、整理番号543-1から932-390について説明します。</p> <p>この度は、貸借と所有権移転があります。</p> <p>初めに貸借についてです。この度、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地1,550,467.80㎡（1,112筆）と既に機構へ集積されている農用地205,769㎡（92筆）を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。</p> <p>整理番号854-312は9月の定例会で審議いただきました共有者不明に係る貸借、また整理番号888-346は8月の定例会で審議いただきました所有者不明に係る貸借となります。いずれも2ヶ月の公示期間中に異議申し立て等がありませんでしたので、この度の促進計画案に入れさせていただいております。</p> <p>地域の担い手法人4社へ1,688,740㎡（1,164筆）、その他18名の個人耕作者へ67,496.85㎡（40筆）を貸付けます。</p> <p>続きまして、所有権移転です。整理番号は、873-331と874-332です。●●●●へ1,975㎡（4筆）を、経営規模拡大という理由で、所有権移転するものになります。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。それでは審議を行います。整理番号543-1から932-390につきまして、審議を行いたいと思います。</p> <p>これにつきまして、質問意見はありませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号543-1から932-390につきまして、申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第3号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第4号 共有者等を確知することができない農地の公示について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、共有者等を確知することができない農地の公示について説明します。議案書の154ページをご覧ください。</p> <p>当議案は、貸付けや借り受け希望があった農地について、登記所有者の死亡後、相続登記がなされておらず、農地中間管理機構の要請を受けて農業委員会が戸籍等で探索を行っても、なおその農地の貸借に必要な法定相続人による過半の同意を得ることができないため、農地中間管理事業の推進に関する法律第22条第3項の規定に基づき、共有者等を確知することができない旨公示することについて採決を求めるものです。</p> <p>整理番号2-1について説明します。</p> <p>【議案第4号 受付番号2-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 下野地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 603 m²</p> <p>土地の所在地 下野地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 600 m²</p> <p>該当条項 農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の2第2項</p> <p>この度の対象農地の登記上の所有者は●●●●さんですが、平成23年5月25日に亡くなっておられます。現在は●●●●さんの甥にあたる貸渡人の●●●●さんが管理耕作をされています。この度、●●●●への貸付けを希望されたため、事務局で戸籍等により探索を行いました。その結果、●●●●さんには配偶者、子もおられず、父母も兄弟姉妹もお一人を除いて亡くなっていることが判明しました。存命の兄弟の所在も不明であるため、共有者不明の公示を行うものです。</p> <p>つづきまして、整理番号3-2について説明します。</p> <p>【議案第4号 受付番号3-2 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 隼郡家地内 登記地目：田 現況地目：田</p>

事務局	<p>面積 1,495 m²</p> <p>該当条項 農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の2第2項</p> <p>この度の対象農地の登記上の所有者は●●●●●さんですが、昭和63年6月3日に亡くなっておられます。現在は●●●●●が借り受けて耕作をされておりますが、その契約が令和6年12月31日で満了します。その更更新手続きにあたり、事務局で戸籍等により探索を行った結果、●●●●●さんの配偶者、子はお一人を除いて亡くなっておられ、現在、納税等をされているのは、今回の貸渡人でお孫さんにあたられる、●●●●●さんであることが判明しました。●●●●●さんのご健在の子どもさんからは貸借についての同意は得られていますが、他の法定相続人の所在が不明であり過半の同意が得られることが困難であるため、共有者不明の公示を行うものです。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見がある方はお願いしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（挙手多数）</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり公示を行うことに決定いたします。</p> <p>以上で議案第4号 共有者等を確認することができない農地の公示についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第7 その他について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 賃借料情報について 2. 農業委員会ブロック別特別研修大会について 3. 第8回定例委員会での質問事項について 4. 情報提供 5. 次回の農業委員会開催日時について <p>次回の農業委員会は1月14日（火）15時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。</p>

議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第9回農業委員会を終了します。 終了（14時50分）